

別紙 1

表 1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算		福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			配置等要件に応じた加算率			
	福祉・介護職員処遇改善加算 (I) に該当 (ア)	福祉・介護職員処遇改善加算 (II) に該当 (イ)	福祉・介護職員処遇改善加算 (III) に該当 (ウ)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) に該当	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (II) に該当		
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%	
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%	4.5%	
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%	
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%	4.5%	
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%	6.1% △	5.5% △	4.5%	
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.4%	1.3%	1.1%	
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	2.1% △	2.1% △	2.8%	
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	2.1% △	2.1% △	2.8%	
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%	2.1%	1.9%	2.8%	
自立訓練（機能訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	1.8%	
自立訓練（生活訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%	1.8%	
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%	1.3%	
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	1.7%	1.5%	1.3%	
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	1.7%	1.5%	1.3%	
共同生活援助（介護サービス包括型）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	2.6%	
共同生活援助（日中サービス支援型）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%	2.6%	
共同生活援助（外部サービス利用型）	15.0%	11.0%	6.1%	1.9%	1.6%	2.6%	
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.3%	1.0%	2.0%	
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%	1.3%	1.0%	2.0%	
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	1.3%	1.0%	2.0%	
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1% △	1.1% △	2.0%	
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1% △	1.1% △	2.0%	
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	4.3%	3.9%	3.8%	
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	4.3%	3.9%	3.8%	
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%	1.7% △	1.7% △	1.1%	
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6% △	2.6% △	1.8%	
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6% △	2.6% △	1.8%	
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	1.8% △	1.8% △	1.3%	
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	1.8% △	1.8% △	1.3%	
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	1.8% △	1.8% △	1.3%	

※1 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算における、障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスとは別の加算率を適用する。

※2 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算における、障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ加算率を適用する。

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

表 3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分＜処遇改善加算＞

福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	4－(1)－②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算 (II)	4－(1)－②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算 (III)	4－(1)－②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことにより、職場環境等要件を満たす対象事業者

表4 配置等要件に応じた加算率＜特定加算＞

福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅰ）	4-(2)-④の職場環境等要件、配置等要件、処遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。
福祉・介護職員等特定待遇改善加算（Ⅱ）	4-(2)-④の職場環境等要件、処遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

表5 職場環境等要件

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・高齢者の活動（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

表6、7 職員分類の変更特例の例示 <特定加算>

以下の表6、7は、障害福祉サービス等の特性を踏まえた、職員分類の変更特定の適用例を示すものであるが、例示に該当する者を必ず変更しなければならないものではなく、それぞれの事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができる職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうかを判断してください。

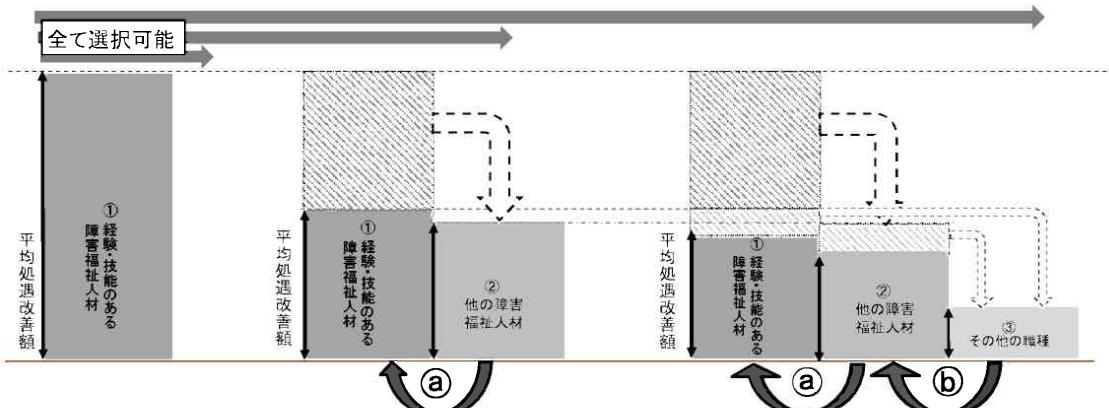
表 6

a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など

表 7

b 通常の分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員（例）	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	障害者の芸術文化活動を指導する職員
	障害者のスポーツ活動を指導する職員
	工賃・賃金の向上に寄与する職員
	障害者ＩＴサポーター
	サービス管理責任者研修修了者
	産業カウンセラー資格保有者
	など

図1 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分方法のイメージ



障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒	一	
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	--	--

2 賃金改善計画について<共通>

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
 - 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II 【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III 【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和 年度の加算の見込額	0 円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	0 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算	要件 I	要件 II	要件 III
				円	円	円
① 令和 年度の加算の見込額				円	円	円
② 賃金改善の見込額(i - ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a)	(b)	(c)	円	円	0 円

【記入上の注意】

- (a)には、処遇改善加算の算定により実施される福利・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- (c)には、本計画書5(1)に記入した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

- 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←	<input checked="" type="checkbox"/> 要件IV
--------------------------	-----------------------------------	---	--

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大額な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出することで算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	0 円				
②賃金改善実施期間	令和	年	月	～	令和 年 月 (か月)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input type="checkbox"/> その他()
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。					
具体的な取組内容					
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。					
（上記取組の開始時期）	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)				

(2)キャリアパス要件

- 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	
キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合 <input type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること	
② イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。	

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者が✓の求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

- 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	0 円	要件V	要件VI
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	人	人	人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	:	:	:
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	0 円	0 円	0 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(0 円)	(0 円)	(0 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入	円	円	円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とする他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)	円	←	要件VII
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	人	←	要件VIII
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数	0 か所	←	要件VIII
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)	
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方		
	(4(1)(2)で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3)見える化要件について

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

- 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	0 円
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	

福祉職員介 その他の種 別	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	円 〔 #VALUE! 円 〕	(0.00) % ← [Yellow Box]	要件 IX
	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)(括弧内は月額)	円 〔 #VALUE! 円 〕	(0.00) % ← [Yellow Box]	

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月 (か月)	[Yellow Box]
賃金改善を行う給与の種類	<p>ベースアップ等 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手 手当(新設) <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手 当(既存の増額)</p> <p>上記以外 (必ず選択) <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
具体的な取組内容	<p>(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。</p> <p>※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p> <p>(上記取組の開始時期) 令和 年 月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)</p>	

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> 理由:

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
令和 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>

処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	<input checked="" type="checkbox"/>

3 処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること 処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>

4 特定加算の要件について

法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること 法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること 「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること 「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>

5 ベースアップ等加算の要件について

介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>

処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
--	-------------------------------------

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

必要な項目が全て選択されていること	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------	-------------------------------------

別紙様式2-2 福祉・介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別固表)

法入名

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] (別紙様式2-2(2)(1)に記載)

番号	障害福祉センター等 事業所番号	事業所の所在地	事業所名	都道府県 市区町村	サービス名	一月あたり処 遇改善加算等 を除いた一サービス等 報酬総額[円](c)	新規・継続の 別	算定する 福祉・介 護職員処 遇改善加 算額の区分 等	(1)福祉・介護職員処遇改善加算				算定期間(c) 〔月〕
									令和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
1									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
2									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
3									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
4									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
5									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
6									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
7									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
8									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
9									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
10									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
11									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
12									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
13									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
14									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
15									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
16									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
17									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
18									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
19									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	
20									今和 年	月～令和 年	月	ヶ月)	

別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別欄表)

法人名

(別紙様式2-2「2.方針に該当する」)

事業所名 サ-ビス名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分 新規、継続の別	算定する福祉・介護職員等特定処遇改善加算の区分 新規、継続の別	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算 算定期間 定期評議会		算定期間 定期評議会	算定期間 定期評議会
				年 月～令和 年 月 (ケ月)	年 月～令和 年 月 (ケ月)		
1				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
2				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
3				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
4				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
5				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
6				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
7				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
8				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
9				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
10				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
11				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
12				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
13				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
14				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
15				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
16				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
17				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
18				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
19				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
20				-	-	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]
(C×X×E)
[H]

別紙様式2-4 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書(施設・事業所別個表)

法人名	
-----	--

福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画額(見込額)の合計[円]	
---------------------------------	--

(別紙様式2-2 (2)(1)に記述)

指定期日 事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地	事業所名	サービス名	一月あたり (処理改善を含む) 新規・継続 契約の別 額[円](c)	(3)ベースアップ等支援計画		算定期間の月(年) 〔例〕 〔H〕
						算定期間 〔例〕 〔H〕	算定期間 〔例〕 〔H〕	
1						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
2						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
3						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
4						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
5						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
6						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
7						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
8						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
9						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
10						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
11						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
12						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
13						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
14						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
15						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
16						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
17						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
18						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
19						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	
20						令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	令和 年 月～令和 年 月 (ケ月)	

障害福祉サービス等処遇改善計画書(特定加算における職員分の変更特例)

職員分類の変更特例に係る報告(令和)

年度届出用)

事業所等情報

フリガナ	
法人名	

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに□をつけること。

通常の分類では「B他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、「A経験・技能のある障害福祉人材」に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。			<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する予定人数を記載すること。	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
合計			0	
通常の分類では「Cその他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、「B他の障害福祉人材」に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。			<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
※ 該当の場合、該当する職員について、特性・理由及び当該特性に該当する予定人数を記載すること。	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数	
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
合計			0	

※ 人数は実人数で記載してください。

※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。

※ 特例a及び特例bともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(令和 年度)

(福祉・介護職員処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援実績報告書)

1 基本情報<共通>

フリガナ 法人名		
法人所在地	〒	一
フリガナ 書類作成担当者		
連絡先	電話番号	E-mail

【本報告書で報告する加算】※取得した加算について「〇」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
---	---	---

2 実績報告<共通>

- ・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I 【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
- IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計	
① 令和 年度の加算の総額	0 円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	0 円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

	要件 I 処遇改善加算	要件 II 特定加算	要件 III ベースアップ等加算	
			0 円	0 円
① 令和 年度の加算の額	0 円	0 円	0 円	0 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 円	(b) 円	(c) 円	(d) 円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 年度の加算の影響を除いた賃金額	(e) 0 円	←	要件 IV
(ア)本年度の賃金の総額	(f) 円		
(イ)本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再計算)	(g) 0 円		
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は右側の額以下であること)	(h) 0 円	←	
(ア)前年度の賃金の総額	(i) 円		
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(j) 円		
(ウ)前年度の特定加算の総額			
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額を含む)			
(オ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			

【記入上の注意】

- ・ (a)～(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (d)には、加算の区分対象とした全ての職員(福祉・介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)
- ・ (e)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績額について、加算等の配分をすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援助成金の加算等の金額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかつた)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した額に修正することが可能である。
- ・ (f)～(i)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績額について、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金支払通知書」に基づき記載すること。ただし、(f)について、令和4年4月サービス提供分の福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の額は、令和4年5月審査分の額(2～4月サービス提供分)を3等分して推計すること。
- ・ (j)の独自の賃金改善額とは、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(j)に計上する金額がある場合には、必ず「(2)(4) 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(4) 前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- 2(3)②(才)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

- 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)

- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)

- VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

- VIII 経験・技能のある障害福祉人材(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

- IX 福祉・介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
①特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②一月当たりの常勤換算職員数	人	人	人
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	円	円	円
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(#DIV/0!)	(#DIV/0!)	(#DIV/0!)
⑥他の障害福祉人材(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)		0 円	
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)		円 ←	要件 VII
⑧経験・技能のある障害福祉人材(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数		0 人 ←	要件 VIII
⑨本実績報告書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数		0 人 ←	要件 VIII
⑩「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。			
<input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。			
<input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
⑪(①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)			

※②には、グループごとの一月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。

※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑧の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑧の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介福 員護 職・ 職の 員他	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額 うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	円	(0.00) % ←	要件 IX
		円		
		円		
		円		
(参考)ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)	0	円		

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に、全体で必ず1つ以上の取組を行うことが必要であること。

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うことが必要であること。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
- ※ 前年度から引き続き加算を算定しており、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中に実施できなかつた場合は、当該理由を明記すること。(処遇改善加算、特定加算共通)

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 <input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローーション・研修のための制度構築 <input type="checkbox"/> 他事業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 <input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する研修受講支援等 <input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 <input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 <input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 <input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 <input type="checkbox"/> 扱用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 <input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 <input type="checkbox"/> 高齢者の活動(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 <input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 <input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 <input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 ※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> 理由:

(4) その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、下記の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に関して、虚偽や不正があつた場合には、支払われた介護給付費等の返還や事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 法人名

代表者 職名

氏名

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	
(2) 特定加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	
ベースアップ等加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと	

3 各加算の要件について	
法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	
法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	
「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	
(1) 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・総合事業での重複を除く)	
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	
(2) 介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	
(3) 処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	

福利・介護職員處遇改善実績報告書
別紙様式3-2

法人名 0

	本年度の加算の総額〔円〕
処遇改善加算	0
特定加算	0
ベースアップ等加算	0

【記入上の注意】

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(特定加算における職員分の変更特例)

職員分類の変更特例に係る実績報告(令和[]年度届出用)

事業所等情報

フリガナ	
法人名	

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに□をつけること。

通常の分類では「B他の障害福祉人材」に分類される職員について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、「A経験・技能のある障害福祉人材」に分類して処遇改善を実施する職員がいた。			<input type="checkbox"/>	該当	<input type="checkbox"/>	非該当	
※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する人数を記載すること。	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用した理由)	人数				
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
合計			0				
通常の分類では「Cその他の職種」に分類される職員について、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、「B他の障害福祉人材」に分類して処遇改善を実施する職員がいた。			<input type="checkbox"/>	該当	<input type="checkbox"/>	非該当	
※ 該当の場合、該当する職員について、特性・理由及び当該特性に該当する人数を記載すること。	該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用した理由)	人数				
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
合計			0				

※ 人数は実人数で記載してください。

※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。

※ 特例a及び特例bともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。

別紙様式4

変更に係る届出書(令和 年度)

基本情報

フリガナ 法人名				
法人所在地	〒			
フリガナ 書類作成担当者				
連絡先	電話番号	E-mail		

福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員等特定処遇改善加算・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 届出を行う加算	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
2 変更が生じた日	令和 年 月 日		
3 届出を行う理由	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥のうち、届出を行なうすべての項目に○印を記入すること。 ①～⑥に係る変更があった場合には、「記載すべき事項」欄に定める事項を「4 変更の概要」欄に記載して届け出ること。また、本届出書と併せて、変更内容に応じた「提出すべき書類」を、変更事項を反映したうえで提出すること。 ⑤・⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑤・⑥に定める事項を記載した本紙を付して届け出ること。 		
	変更事項	記載すべき事項	提出すべき書類
①	【法人等に関する事項】 【共通】 会社法による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	別紙様式2-1
②	【対象事業所に関する事項】 【共通】 複数の障害福祉サービス事業所等について、括して申請を行う事業者における、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	(処遇改善加算)別紙様式2-1の2(1)及び(2)並びに別紙様式2-2 (特定加算)別紙様式2-1の2(1)及び(3)並びに別紙様式2-3 (ベースアップ等加算)別紙様式2-1の2(1)及び(4)並びに別紙様式2-4
③	【キャリアパス要件に関する変更】 【処遇改善加算】 キャリアパス要件に関する適合状況の変更(該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件の変更に係る部分の内容	・別紙様式2-1の2(1)及び(2)並びに3 ・別紙様式2-2
④	【配置要件に関する変更】 【特定加算】 ・配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・略成吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・配置等要件の変更に係る部分の内容 ・特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことに係る内容	・別紙様式2-1の2(1)及び(3) ・別紙様式2-3
⑤	【就業規則に関する事項】 【共通】 就業規則を改正(職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改正の概要	—
⑥	【キャリアパス要件等に関する変更】 【処遇改善加算】 キャリアパス要件等に関する適合状況の変更(処遇改善加算(Ⅲ)を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件等の変更に係る部分の内容	—
4 変更の概要			

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

別紙様式5

特別な事情に係る届出書（令和 年度）

基本情報

フリガナ 法人名		
法人所在地	〒	
フリガナ 書類作成担当者		
連絡先	電話番号	E-mail

1. 事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

（記載欄）

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

（記載欄）

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日

（法人名）

（代表者名）

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

新加算（福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算）

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるように柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 費上効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引き上げに使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

全体のイメージ

特定処遇改善加算 (Ⅰ)	特定処遇改善加算 (Ⅱ)	特定処遇改善加算 (Ⅲ)	新加算 月額0.9万円相当(注)	新加算 月額0.9万円相当(注)	特定処遇改善加算 (Ⅰ) 月額2.7万円相当(注)	特定処遇改善加算 (Ⅱ) 月額3.7万円相当(注)	特定処遇改善加算 (Ⅲ) 月額1.5万円相当(注)

処遇改善加算 (Ⅰ) 月額3.7万円相当(注)	処遇改善加算 (Ⅱ) 月額2.7万円相当(注)	処遇改善加算 (Ⅲ) 月額1.5万円相当(注)

処遇改善加算 (Ⅰ) 月額3.7万円相当(注)	処遇改善加算 (Ⅱ) 月額2.7万円相当(注)	処遇改善加算 (Ⅲ) 月額1.5万円相当(注)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
 - 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと
- | 加算 (Ⅰ) | 加算 (Ⅱ) | 加算 (Ⅲ) |
|--|--|---|
| キャリアパス要件のうち、
①+②+③を満たす
かつ
職場環境等要件
を満たす | キャリアパス要件のうち、
①+②を満たす
かつ
職場環境等要件
を満たす | キャリアパス要件のうち、
①or②を満たす
かつ
職場環境等要件
を満たす |

＜キャリアパス要件＞
①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。
＜職場環境等要件＞
賃金改善を除く、職場環境等の改善

〔注〕：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

処遇改善加算等の新様式について(1)

- 事業所が処遇改善に関する加算を取得するためにには、指定権者の自治体に対し、毎年度、事前の計画書と実績報告書を提出する必要がある。
- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」(令和4年12月)も踏まえ、事務負担軽減のため、令和5年度分の計画書・実績報告書の様式の簡素化を介護分野で行うことを踏まえ、障害分野でも計画書等の様式の簡素化を行う。

<現状の計画書・実績報告書の様式>

(参考1)

①今年度の賃金総額		
②今年度の特定 加算による加算額	③今年度のベア 加算による加算額	④前年度の処遇改善 賃金改善額(=①-②-③-④) 除いた金額
▲	▼	▶

①今年度の賃金総額		
②前年度の処遇改善加算による賃金改善額(=①-②-③-④) 除いた金額	③前年度のベア 加算による加算額	④前年度の賃金総額から前年度の処遇改善加算等の加算額等を 除いた金額
▶	▼	▶

- 加算を上回る金額が分配されており、かつ、加算以外の部分で賃金が下げられないことを確認するため、3種類それぞれの加算の対象者ごとに、前年度と比較して算出した賃金改善額が加算額を上回っているか確認している。
- 具体的には、処遇改善加算による賃金改善額を算出する場合は、
 - ・「①今年度の賃金総額から②今年度の特定加算額と③今年度のベア加算額を除いた額」から、
 - ・「④前年度の賃金総額から前年度の処遇改善加算等の加算額等を除いた金額」を差し引いた額を「今年度の処遇改善加算による賃金改善額」とし、
 - ・その賃金改善額が今年度の処遇改善加算の加算額を上回っているか確認している（参考1）。
- ※特定加算、ベア加算においても別途同様の計算を行う。

(改善事項1) 計画書における、前年度と今年度の賃金額比較の省略

(変更内容)

- 今年度の賃金改善見込額がそれぞれの加算見込額を上回ることを確認する（参考2）。
- また、前年度との比較を求めず、加算以外の部分で賃金を下げないこと（※）の誓約を求めることとする。
 - ※現行でも、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を届け出ることで算定要件を満たすこととしている。

(参考2)

▶	▶	▶
①処遇改善加算による賃金改善額	②特定加算による賃金改善額	③ベア加算による賃金改善額
▶	▶	▶
1		

処遇改善加算等の新様式について(2)

(改善事項2) 実績報告書における3加算の賃金額比較の一一本化

(変更内容)

- (1)計画書と同様に今年度の賃金改善額が加算額以上であることを確認した上で（参考2）、
前年度との比較は3種類それぞれの加算の対象者ごとにではなく、
3加算一体で計算する。具体的には、「①今年度の賃金総額」から
「②3加算の賃金改善額の積み上げ額」を引いた額を前年度と比較
して、加算以外の部分で賃金を下げていないことを確認する（参考3）。

(参考3)

（参考3）

①今年度の賃金総額			
処遇改善加算による改善額	特定加算による改善額	ペア加算による改善額	「今年度の賃金総額」から3加算の賃金改善額の積み上げ額を差し引いた額
▼	▼	▼	▼
「前年度の賃金総額」から前年度の処遇改善加算等の加算額等を除いた金額			

(改善事項3) 計画書及び実績報告書における事業所ごとの賃金総額等の記載の省略

(変更内容)

- 現行の様式では、複数の事業所を運営している法人の場合、賃金総額や賃金改善額等について、事業所ごとの内訳を記載する必要があるところ、事業所ごとの内訳の記載を不要とし、法人単位で確認することとする。

<今後の方針及び当面のスケジュール>

- 改善事項(1)については令和5年度の計画書から、(2)については令和4年度の実績報告書及び令和5年度の計画書から適用する。
- 令和5年3月〇日 様式変更の通知発出
- 令和5年4月中旬頃 令和5年度分の計画書提出締切
- 令和4年度分の実績報告書提出締切